

〈2〉 うるおいのある生活環境づくり

1. 公害 [行政計画]

(1) 法令等に基づく事務処理件数

(単位：件)

年 度			15	16	17	18	19
環境確保条例	工 場	設置認可	7	5	7	5	6
		変更認可	4	4	2	0	3
	指定作業場	設置届	4	10	6	7	8
		変更届	14	1	2	0	0
騒音規制法	特定施設	設置届	1	9	4	4	6
		変更届	0	0	0	0	1
	特定建設作業実施届		275	296	312	382	377
振動規制法	特定施設	設置届	2	4	1	0	3
		変更届	0	0	0	0	0
	特定建設作業実施届		151	156	173	228	251
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届*		---	---	---	52	42
苦情受付件数			174	161	229	241	247

(注) *印は、平成18年度から区の事務

環境保全課

(2) 環境確保条例に基づく申請・届出件数 (平成19年度)

(単位：件)

ア. 工場

項 目	申 請		届 出														合 計
	設置認可	変更認可	完成届(設置)	完成届(変更)	氏名等変更	承 継	現 況	廃 止	地下水揚水量報告書	化学物質使用量等報告書	化学物質管理方法書	土壌汚染状況調査報告書	汚染拡散防止計画書	汚染拡散防止措置完了届	公害防止審判者の選任届	事故届	
件数	6	3	8	3	12	4	21	30	5	28	0	5	3	2	0	0	130

環境保全課

イ. 指定作業場

(単位：件)

項 目	設 置	変 更	氏名等変更	承 継	廃 止	地下水揚水量報告	化学物質使用量等報告書	化学物質管理方法書	土壌汚染状況調査報告書	汚染拡散防止計画書	汚染拡散防止措置完了届	事故届	合 計
件数	8	0	28	10	17	47	43	0	3	1	1	0	158

環境保全課

ウ. その他 (工場・指定作業場以外)

(単位：件)

項 目	地下水揚水施設設置	地下水揚水量報告	合 計
件数	1	19	20

環境保全課

エ. 町別認可工場数

業種 町名	食	織	織	木	家具・ 装 備品	パ ル プ ・ 紙 加 工	出 版 ・ 印 刷	化 学	ゴ ム 製 品	皮 革	窯 業 ・ 土 石	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属	金 属	一 般 機 械	電 気 機 械	輸 送 機 械	精 密 機 械	洗 濯	自 動 車 整 備	石 油 製 品	そ の 他	合 計
	台東	12		6	13	3	33	61	1	1	1	2			39	10	2		1	2	4		12
柳橋				1		3	2			1				1						1		2	11
浅草	3		12	7	1	17	45	2	1	6			1	13	2				1	5		14	130
鳥越	5		6	2	1	12	26			3	1			13	3			1	2	3		4	82
蔵前	2		4	3	3	9	21			3	1			4	3					4		7	64
小島	2	1		3		18	38		1	2	1		2	13	4			3	2	3		4	97
三筋	1		3	10	2	17	30			8				14	6				1	4		8	104
秋葉原							3							0								1	4
上野	10		2	4	1	3	11	1			1			17	1					4		5	60
東上野	6		4	6	6	16	59			2			1	47	8	1			1	2		11	170
元浅草	3		1	13	6	29	43			8	4		1	38	5	2				7		12	172
寿	4	1	2	4	5	19	31			8	1			19	3			1	1	5		9	113
駒形			1	1		3	4			1				3					1			1	15
北上野	5		1	6	3	3	19			1	2		1	23		1				2		8	75
下谷	3			4	8	9	18	1	1	4				12	5	1		1	1	5		4	77
根岸	10		8	2	6	8	23		1		3			13	1	2		3		1	1	12	94
入谷	9		3	10	11	5	36			2				31		1		1		6		4	121
竜泉	9		8	13	10	15	30		1	11	2			29	5	2		1	2	13		9	160
松が谷	9		1	21	25	24	58			2	3			47	11					4		10	215
西浅草	9		1	3	4	5	10				2			8	3			1		1		2	49
雷門	3			2						1				1	1					2		1	11
浅草	21		1	8	2	11	15	1	3	84	1			28	1				4	12		5	197
花川戸						1				3				1						1		2	8
千束	9		1	10	10	12	38		4	30	3		1	23	6	2				14		8	171
今戸	1		2	6		7	7		8	125	2		1	14	3				1	4		6	187
東浅草	5			5	2	1	7		3	74	2			8	1					2		4	114
橋場	5		1	5	3	8	4	2	9	82	2			24	1					5		7	158
清川	2		1	6	3	6	7		8	67			1	17	2	1	1			8		1	131
日本堤	7		1	3	4	5	15		5	33	1	1		16	4	3		1	2	9		8	118
三ノ輪	4		2	2	1	12	8		1	3	2		1	7	3	1				5		8	60
池之端	1		2	1		2	8							2		2		2				2	22
上野公園																							0
上野桜木	1					2	2		1					1					1			3	11
谷中	6		5	5	1	6	15			1	6			7	3	1		5	2	4		4	71
合計	167	2	79	179	121	321	694	8	48	566	42	3	10	533	95	22	1	21	24	140	1	198	3,275

環境保全課

オ. 町別指定作業場数

業種 町名	自動車 駐 車 場	専用 自動車 ミナ ナル	ガソリン スタンド	自動車 洗 車 場	廃棄物 積 替 場 所	青 写 真	焼 却 炉	暖房 用 熱 風 炉 又 は ボ イ ラ ー	洗 濯 施 設	豆腐 又 は 煮 豆 製 造 場	麵 類 製 造 場	畜 舎	材 料 置 場	下 水 処 理 場	ガ ス 機 関	試 験 研 究 機 関	病 院	合 計
台東	39		2	1				3	7	3	1							56
柳橋	14							5	1									20
浅草橋	13		3	2			1	5	3	3								30
鳥越	6								1	2								9
蔵前	14		1	2				5	1		1			1				25
小島	10		1					3		1	2							17
三筋	10			1				3		1								15
秋葉原	2					1												3
上野	51					3		29	2	3								88
東上野	52		3	3		2		22	6	10	1				1	1	1	102
元浅草	19		2	1		1		1	3	2	1							30
寿	17		2	1					2	2	1							25
駒形	10		2	1				1										14
北上野	13		1	1				1	3	1	2							22
下谷	9		2	2				3	5	3						1		25
根岸	14		2	1		1		21	6	6	1							52
入谷	9		1					3	4	3								20
竜泉	5		2	3		1		2	6	4	1							24
松が谷	14		1	1				4	9	2	1							32
西浅草	21		1					5	1	2	2							32
雷門	6							7		1								14
浅草	27	1	2				1	13	17	3	2							66
花川戸	5		1	1				2	1		1					1		12
千束	16		2	3	1			92	6	4	2							126
今戸	4	1						3	2	2								12
東浅草	1		2	1				1	2	1								8
橋場	10		3	1				3	2	2								21
清川	6		1					2	7	3			1					20
日本堤	5		1						9	2	2							19
三ノ輪	3					1		3	2	1								10
池之端	8		1	2				4	3	1						1		20
上野公園	6			1				6				1						14
上野桜木	2								2	1								5
谷中	7		1	1			1	3	10	4	1							28
合計	448	2	40	30	1	10	3	255	123	73	22	1	1	1	1	4	1	1,016

- (定義) 1. 工場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第7号別表第1 環境保全課
 2. 指定作業場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第8号別表第2
 3. 騒音 (1) 特定施設……騒音規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……騒音規制法第2条同法施行令第2条別表第2
 4. 振動 (1) 特定施設……振動規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……振動規制法第2条同法施行令第2条別表第2

(3) 苦情受付件数

ア. 月別苦情受付件数 (平成19年度)

(単位: 件)

月 現象	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒音	6	10	4	7	8	1	7	7	3	4	5	6	68
振動	1	1	1	0	2	1	1	1	3	2	0	0	13
ばい煙	2	1	3	0	1	0	0	1	0	1	0	0	9
粉じん	1	3	2	4	2	1	1	3	1	1	3	1	23
悪臭	2	3	2	8	5	1	4	2	3	1	2	1	34
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	13	19	19	16	3	9	8	3	4	1	0	5	100
合計	25	37	31	35	21	13	21	17	14	10	10	13	247

環境保全課

イ. 騒音計貸出件数

年度	15	16	17	18	19
件数	24	17	21	20	22

環境保全課

ウ. 発生源別・現象別苦情受付件数

(単位：件)

発生源	年 度	15	16	17	18	19
	現 象					
工 場	騒 音	7	2	9	8	5
	振 動	0	0	0	0	0
	ば い 煙	0	2	1	0	0
	粉 じ ん	2	1	1	0	0
	悪 臭	4	2	5	4	3
	有 害 ガ ス	1	0	0	2	0
	汚 水	0	0	0	2	0
	そ の 他	0	0	1	0	0
	小 計	14	7	17	16	8
指 定 作 業 場	騒 音	0	0	0	1	0
	振 動	0	0	0	0	0
	ば い 煙	8	9	4	5	6
	粉 じ ん	0	0	0	0	0
	悪 臭	1	3	1	0	5
	有 害 ガ ス	0	1	0	0	0
	汚 水	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	2	0	0	0
	小 計	9	15	5	6	11
一 般	騒 音	24	22	31	32	28
	振 動	0	1	1	0	1
	ば い 煙	2	9	5	8	3
	粉 じ ん	1	2	8	1	0
	悪 臭	24	26	27	32	25
	有 害 ガ ス	1	2	1	0	0
	汚 水	1	0	0	1	0
	そ の 他	53	45	63	59	92
	小 計	106	107	136	133	149
建 設 作 業	騒 音	32	24	47	28	35
	振 動	3	4	10	16	12
	ば い 煙	0	0	0	0	0
	粉 じ ん	6	2	10	36	23
	悪 臭	1	0	0	0	1
	有 害 ガ ス	1	0	0	0	0
	汚 水	0	0	0	0	0
	そ の 他	2	2	4	6	8
	小 計	45	32	71	86	79
合 計		174	161	229	241	247

環境保全課

(4) 大気汚染 (常時測定)

ア. 二酸化硫黄 (SO₂)

年 度	15	16	17	18	19
年 度 平 均 値 (p p m)	0.006	0.008	0.006	0.005	0.005
環 境 基 準 適 合 率 (%)	100	100	100	100	100
日 平 均 値 の 2%除 外 値 (p p m)	0.013	0.020	0.015	0.010	0.011
環 境 基 準 の 長 期 的 評 価	達 成	達 成	達 成	達 成	達 成
1 時 間 値 最 高 値 (p p m)	0.052	0.128	0.053	0.039	0.039
日 平 均 値 の 最 高 値 (p p m)	0.019	0.032	0.024	0.016	0.017
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.04 p p m以下であり、かつ、 1時間値が0.1 p p m以下であること。				

環境保全課

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

年 度	15	16	17	18	19
年 度 平 均 値 (mg/m ³)	0.034	0.033	0.032	0.032	0.030
環 境 基 準 適 合 率 (%)	99.4	100	100	100	100
日 平 均 値 の 2%除 外 値 (mg/m ³)	0.079	0.067	0.070	0.076	0.071
環 境 基 準 の 長 期 的 評 価	非 達 成	達 成	達 成	達 成	達 成
1 時 間 値 最 高 値 (mg/m ³)	0.210	0.212	0.158	0.465	0.190
日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.166	0.109	0.119	0.091	0.119
日 平 均 値 が 0.1 mg/m ³ を 超 え た 日 が 連 続 し た 回 数 の 有 無	有	無	無	無	無
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg / m ³ 以下であること。				

環境保全課

ウ. 光化学オキシダント (Ox) 昼間；5時～20時

年 度	15	16	17	18	19
年 度 平 均 値 (p p m)	0.026	0.026	0.026	0.027	0.028
環 境 基 準 適 合 率 (%)	80.3	81.6	79.5	79.9	92.9
環 境 基 準 達 成 状 況	非 達 成	非 達 成	非 達 成	非 達 成	非 達 成
昼 間 1 時 間 値 の 最 高 値 (p p m)	0.186	0.190	0.160	0.154	0.166
昼 間 1 時 間 値 が 注 意 報 告 レ ベ ル (0 . 1 2 p p m) 以 上 の 日 数	6	9	10	8	7
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値が0.06 p p m以下であること。				

環境保全課

エ. 二酸化窒素 (NO₂)

年 度	15	16	17	18	19
年 度 平 均 値 (p p m)	0.030	0.027	0.030	0.026	0.028
環 境 基 準 適 合 率 (%)	99.7	100	98.6	100	100
日 平 均 値 の 98%値 (p p m)	0.053	0.052	0.057	0.052	0.052
環 境 基 準 長 期 的 評 価	達 成	達 成	達 成	達 成	達 成
1 時 間 値 最 高 値 (p p m)	0.122	0.118	0.189	0.106	0.113
日 平 均 値 の 最 高 値 (p p m)	0.076	0.064	0.080	0.059	0.061
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.04 p p mから0.06 p p mまでのゾーン内または それ以下であること。				

(注) 環境基準適合率：環境基準適合日数／総測定日数×100

環境保全課

環境基準長期的評価：二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合は、年間の日平均値のうち、

高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最大値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。
ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

二酸化窒素の場合は、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

平成15、16、17年度は参考値

(5) 光化学スモッグ

緊急時発令状況及び被害状況

年 度		15	16	17	18	19
予 報 (日)	全 域	2	6	7	7	5
注 意 報 (日)	区北部	4	13	9	10	6
	都全域	8	18	22	17	17
警 報 (日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
重大緊急報(日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
学校情報 (日)	区北部	8	14	15	15	13
	都全域	25	33	40	30	30
被 害 届 (人)	区北部	0	1	0	2	0
	都全域	12	159	247	2	0

(注) 区北部地域 (台東、墨田、荒川、足立、葛飾の5区)

環境保全課

(参考) 東京都光化学スモッグ発令基準

段 階	発 令 基 準	措 置	
		緊急時協力工場・事業場	一 般
学 校 情 報	オキシダント濃度0.10ppm以上で継続するとき	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外になるべく出ない ・屋外運動は差し控える ・被害にあったときは保健所に届け出る
予 報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注 意 報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	
警 報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%程度削減勧告	
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	

環境保全課

(6) 自動車公害調査

ア. 主要交差点における窒素酸化物調査

(単位: NO, NO₂, NO_x: ppb、交通量: 台/時)

年度	項目	入 交 差 点		蔵 前 一 丁 目 交 差 点	
		夏 季	冬 季	夏 季	冬 季
15	NO	59	96	73	170
	NO ₂	60	46	60	53
	NO _x	119	142	133	223
	交通量	4,575	4,618	3,893	4,045
16	NO	58	152	86	194
	NO ₂	49	48	51	56
	NO _x	107	200	137	250
	交通量	4,511	4,839	3,894	3,991
17	NO	57	120	96	175
	NO ₂	50	43	49	49
	NO _x	107	163	145	224
	交通量	4,377	4,691	3,866	3,905
18	NO	73	169	84	153
	NO ₂	49	53	59	52
	NO _x	122	222	143	205
	交通量	4,480	4,462	3,784	3,733
19	NO	54	137	70	127
	NO ₂	43	47	51	50
	NO _x	97	184	121	177
	交通量	4,426	4,391	3,720	3,614

(注) 交通量: 交差点内に流入する1時間当たりの平均交通量 (二輪車を含む)

環境保全課

イ. 自動車騒音常時監視

評価区間No.	評価対象路線名	始 点	終 点	基 準 点
1	特別区道53号	台東区東上野6-2	台東区北上野2-24	台東区東上野5-9-8
2	特別区道55号	台東区上野3-2	台東区上野5-1	台東区上野5-3-1
3	特別区道60号	台東区花川戸1-4	台東区花川戸2-21	台東区浅草1-35-2

評価区間 No.	車 線 数	評価上の 用途地域	環境 基準 類型	基準点騒音レベル (dB)		残留騒音レベル (dB)		環境基準達成状況				
				昼間	夜間	昼間	夜間	達成戸数		評価対 象戸数 (戸)	達成率 (%)	
								昼間	夜間		昼間	夜間
1	4	商 業	C	66	64	48	42	1,058	1,058	1,058	100	100
2	4	商 業	C	69	67	55	49	19	19	19	100	100
3	4	商 業	C	67	63	55	45	400	400	400	100	100
全区間	—	—	—	—	—	—	—	1,477	1,477	1,477	100	100

(注) 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲とする。

環境保全課

ウ. 主要幹線道路の騒音・振動調査

(単位: デシベル)

測 定 場 所	道 路 名	車 線	用途地域	騒 音				振 動			
				17年度		18年度		17年度		18年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
下谷3-1-30	昭和通り	6	商 業	72	73	-	-	35	34	-	-
上野5-23-12	昭和通り	6	商 業	-	-	-	-	-	-	-	-
浅草橋3-20-18	江戸通り	6	商 業	-	-	-	-	-	-	-	-
駒形1-4-15	江戸通り	4	商 業	63	63	-	-	44	40	-	-
今戸1-1	橋場通り	1	住 居	64	62	63	58	35	32	35	30
台東1-34-8	蔵前橋通り	4	商 業	-	-	70	68	-	-	35	32
入谷1-3-2	言問通り	4	商 業	-	-	-	-	-	-	-	-
谷中1-1-21	言問通り	2	近隣商業	70	67	-	-	45	43	-	-
西浅草3-27-22	国際通り	6	商 業	-	-	69	66	-	-	40	35
東上野5-2-2	浅草通り	6	商 業	-	-	69	67	-	-	36	30
小島2-21	春日通り	4	商 業	66	64	-	-	25	20	-	-

(注) 騒音…等価騒音レベル、振動…80%レンジ上端値

環境保全課

平成19年度は実施せず

(参考)

① 騒音の環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) (抜粋) (単位:デシベル)

昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ通過する騒音に係わる基準 (昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下) によることができる。	

(注) 環境基準は、平成11年4月1日より、Leq (等価騒音レベル) を適用する。環境保全課

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)

② 自動車騒音要請限度 (抜粋) (単位:デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

(注) 要請限度の評価手法は、平成12年4月1日より、Leq (等価騒音レベル) によるものとする。環境保全課

近隣区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び区市町村道 (区市町村道にあっては4車線以上の区間に限る) をいう。

近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

③ 道路交通振動要請限度 (抜粋) (単位:デシベル)

区分	時間の区分	
	昼間 (8時~20時)	夜間 (20時~8時)
住居地域	65	60
近隣商業地域・商業地域	70	65

(注) 但し、住居地域については昼8時から19時、夜19時から8時 環境保全課

(7) 水質汚濁

ア. 隅田川の水質

項目	年度 地点	15	16	17	18	19	環境基準 (河川・C類型)
		水素イオン濃度 [pH]	白鬚橋	7.1	7.2	7.0	
溶存酸素量 [DO] (mg/l)	白鬚橋	4.0	4.8	4.5	4.6	4.6	5mg/l以上
	吾妻橋	4.2	4.8	4.6	4.4	4.5	
生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/l)	白鬚橋	1.5	1.5	1.6	2.3	1.9	5mg/l以下
	吾妻橋	1.4	1.2	1.6	2.4	1.6	
浮遊物質 [SS] (mg/l)	白鬚橋	11	12	9	10	10	50mg/l以下
	吾妻橋	8	11	9	7	10	

環境保全課

イ. 不忍池の水質

項目	年度 地点	15	16	17	18	19	参 考 (湖沼の環境基準・B類型)
		水素イオン濃度 [pH]	鶺鴒の池	8.2	7.6	7.7	
溶存酸素量 [DO] (mg/l)	ボート池	9.4	9.3	8.6	8.9	—	
	蓮池	7.8	7.9	7.7	7.6	—	
	鶺鴒の池	9.8	10.0	9.6	9.2	—	5mg/l以上
化学的酸素要求量 [COD] (mg/l)	ボート池	11.9	11.9	11.7	13.2	—	
	蓮池	6.5	8.1	7.7	6.3	—	
	鶺鴒の池	10	9.1	8.0	8.1	—	5mg/l以下
浮遊物質 [SS] (mg/l)	ボート池	18	33	9.5	15	—	
	蓮池	12	12	6.9	10	—	
	鶺鴒の池	17	17	14	16	—	5mg/l以下
	ボート池	45	43	93	32	—	
	蓮池	8	16	21	16	—	

(注) 蓮池、鶺鴒の池は2地点の平均値。平成18年度で事業終了。

環境保全課

ウ. 隅田川ハゼ釣りとお水辺観察

年 度	15	16	17	18	19
参加者 (人)	753	652(30)	707(60)	454(30)	455(30)
釣 果 (匹)	354	210	407	102	773

(注) 平成16年度より水辺観察を実施 参加者欄()内はその参加人数(再掲)
平成18年度より、子供釣り教室も実施(平成19年度 参加者9名)

環境保全課

2. 美化推進

(1) 大江戸清掃隊 [行政計画]

年 度	15	16	17	18	19
登録団体数	114	123	128	143	154
登録者数(人)	1,420	1,577	1,719	1,924	2,120

清掃リサイクル課

(2) まちの美化里親制度 [行政計画]

年 度	15	16	17	18	19
認定団体数	4	9	11	13	16

清掃リサイクル課